

乙種第4類 / 法令共通 対策

# 消防法と 危険物の 完全攻略

第1～6類の分類と法的な定義を  
解き明かす「安全の設計図」



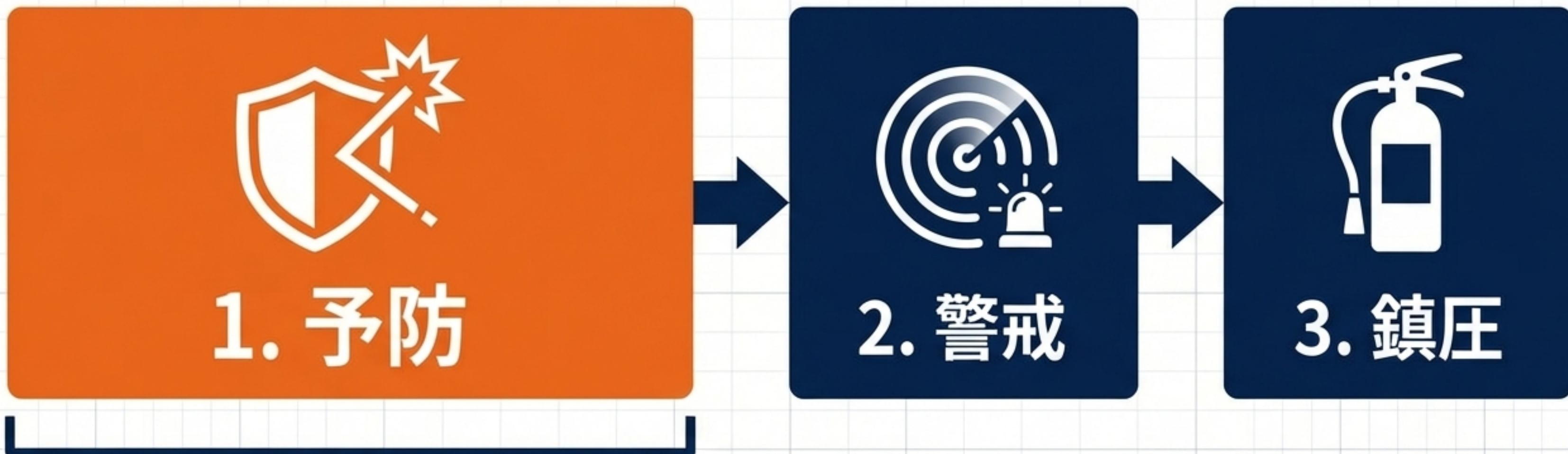
# 「危険物」の真の姿とは？

爆弾や毒ガスではありません。消防法が定める危険物とは、火災の危険性が高い物質、つまり「燃えやすいもの」か「燃えるのを助けるもの」に限定されます。



身近な危険物の例：  
ガソリン，軽油，灯油，エタノール，硫黄

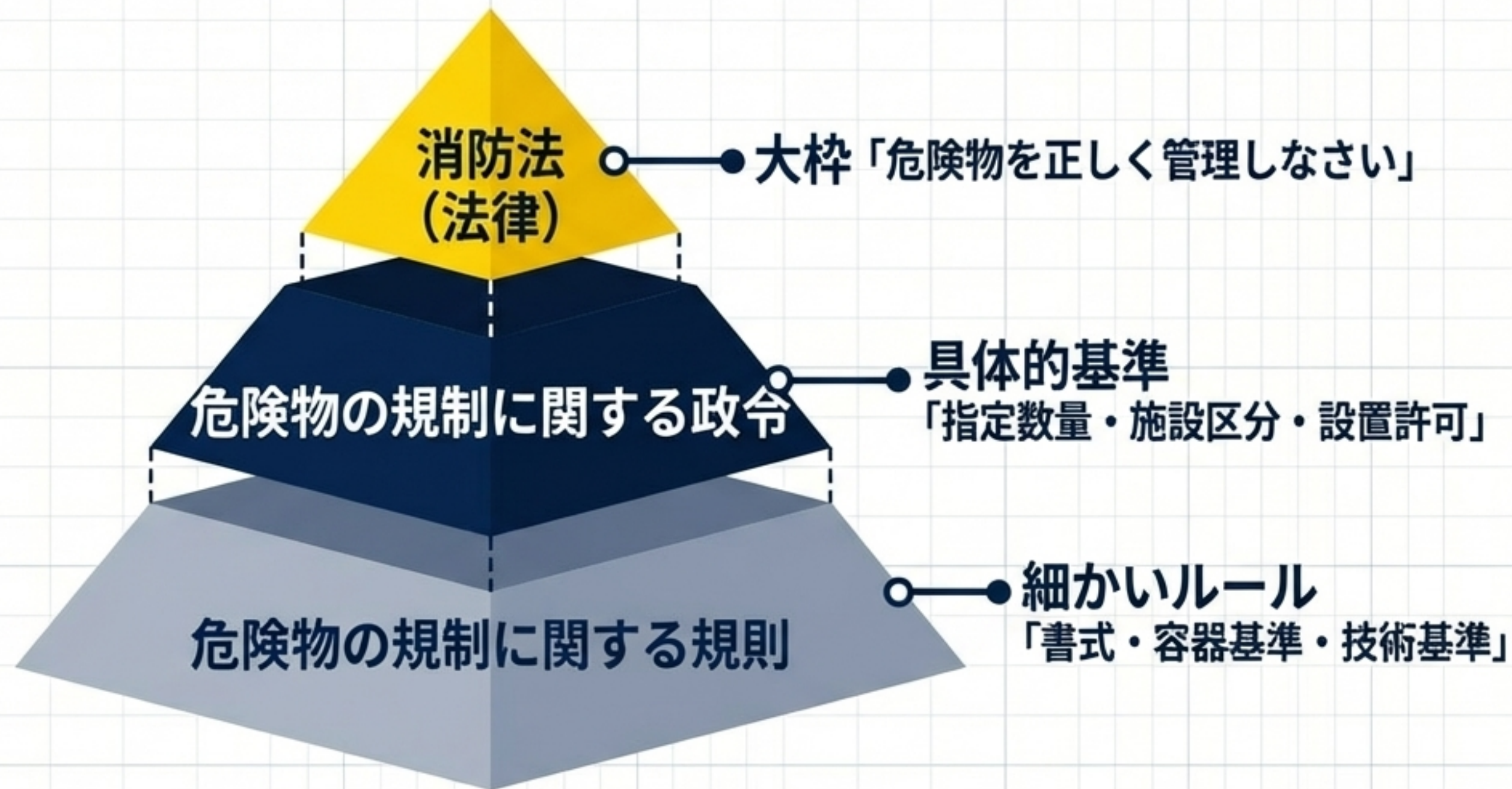
# 消防法の最大の目的は「予防」



## 危険物規制の根幹

そもそも火事を起こさないためのルール。  
だからこそ、資格者による厳格な管理が義務付けられています。

# 危険物規制の法体系ピラミッド

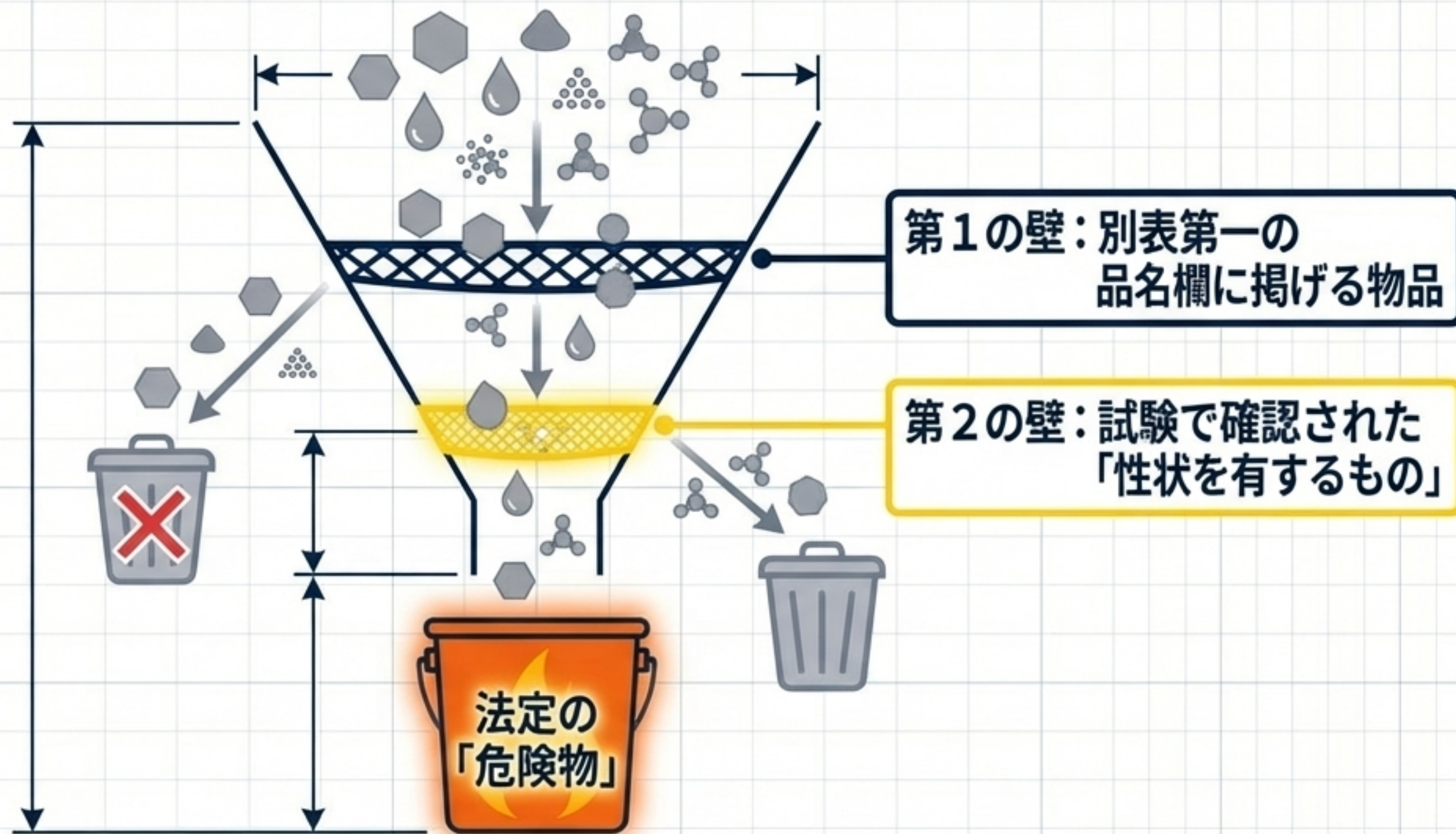


**試験注意!**

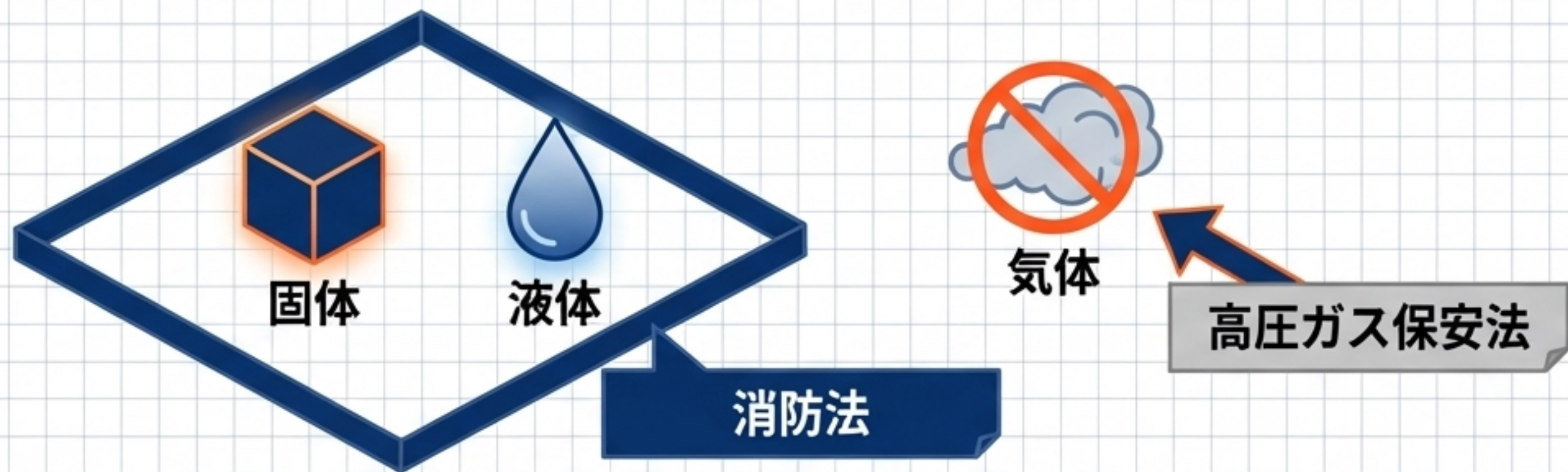
「消防法に定められている」と「政令で定められている」は別の法令を指します。

# 危険物となるための「2つの絶対条件」

リストに名前があるだけでは不十分です。



# 境界線：消防法が管轄するのは「固体」と「液体」のみ



法	対象	例
 消防法	固体・液体	ガソリン, 硫黄
 高圧ガス保安法	気体	プロパン, 水素
 毒物及び劇物取締法	毒性物質	シアン化ナトリウム
 火薬類取締法	爆発物	ダイナマイト

# 危険物・第1～6類のマスターマトリックス

6つの分類は暗記不要です。「性質（タテ）」と「状態（ヨコ）」の掛け合わせで、見事なペア構造になっています。

	 固体 (Solid)	 液体 (Liquid)	
酸化性 (燃やす側)	第1類：酸化性固体	第6類：酸化性液体	ペア (Pair)
可燃性 / 引火性 (燃える側)	第2類：可燃性固体	第4類：引火性液体	ペア (Pair)
特殊な反応 (外部 / 内部)	第3類：自然発火性・禁水性	第5類：自己反応性物質	

# 燃える側（可燃ペア）：第2類 & 第4類

## 第2類：可燃性固体



低温で着火し、燃焼速度が速い。  
粉じん爆発の危険あり。

例：硫黄, マグネシウム, 鉄粉

## 第4類：引火性液体



液体そのものではなく、液面から  
出る「蒸気」に火がつく。

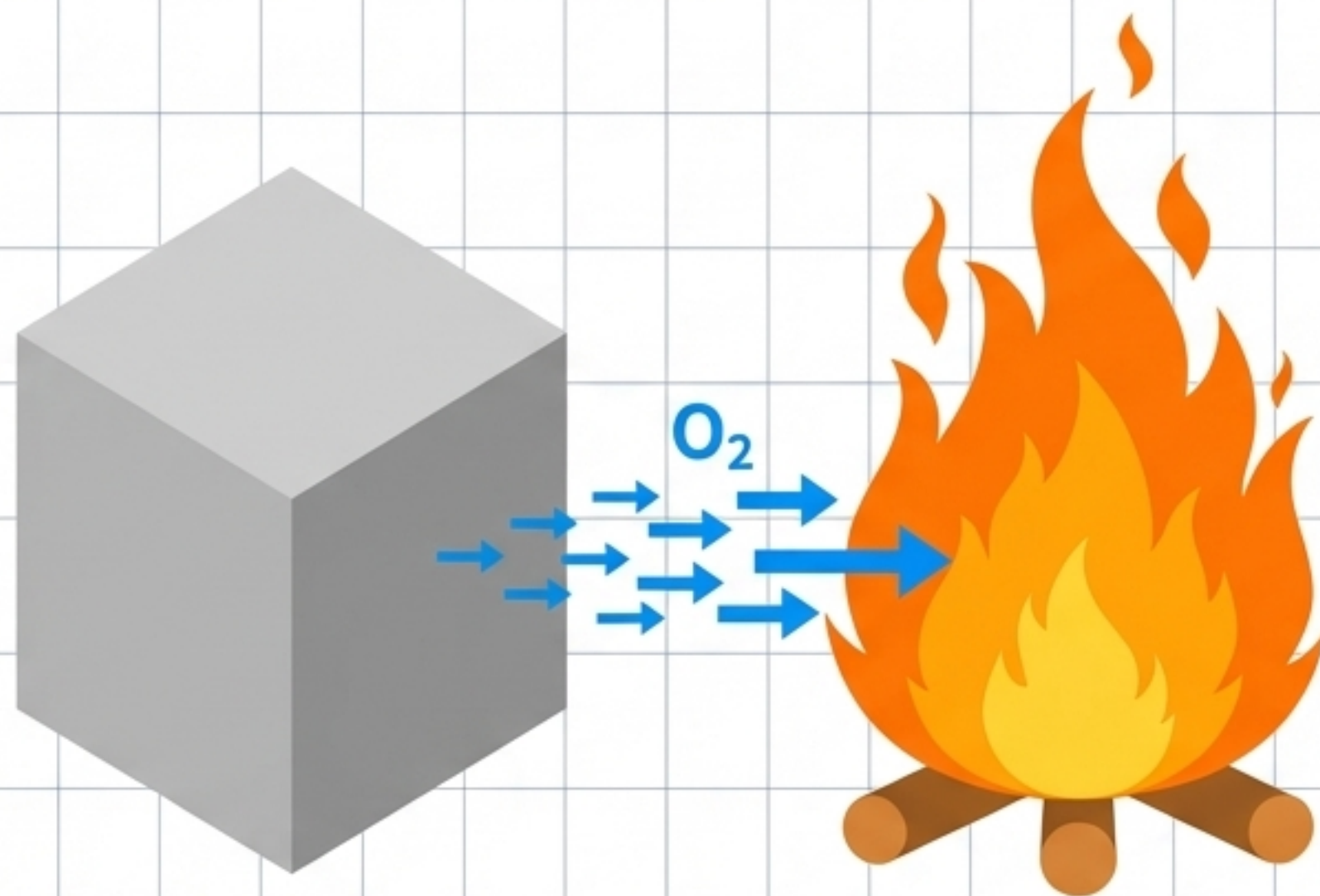
例：ガソリン, 灯油, アルコール

# 燃やす側（酸化ペア）：第1類 & 第6類

## 第1類：酸化性固体



例：塩素酸カリウム



キーポイント：自身は燃えないが、他者に酸素を与えて激しく燃焼させる。

## 第6類：酸化性液体



例：過酸化水素, 硝酸

# 特殊枠：第3類（外部反応） & 第5類（内部爆発）

## 第3類：自然発火性・禁水性



空気に触れる、または水に触れると発火。

例: ナトリウム, 黄りん

## 第5類：自己反応性



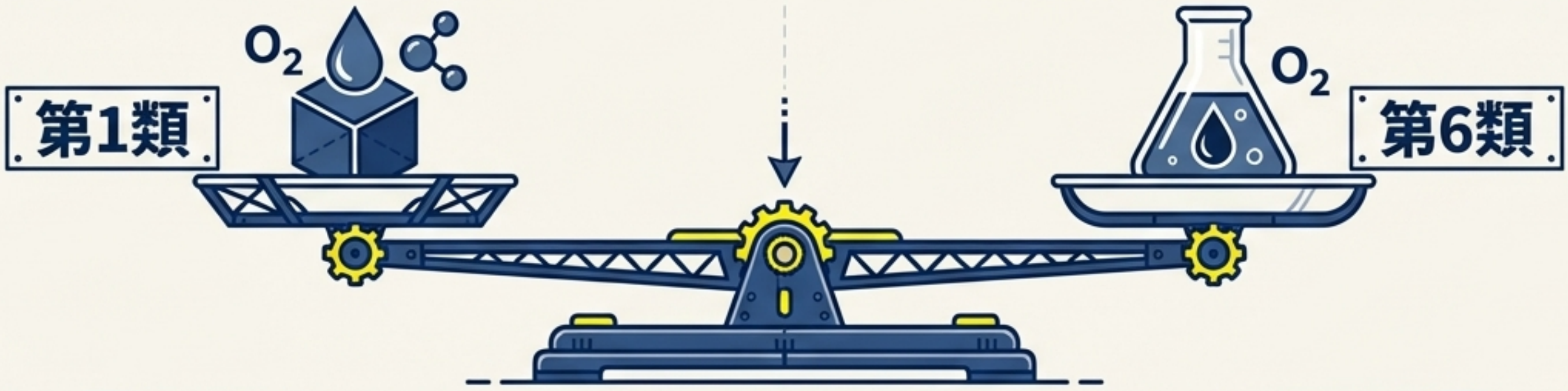
分子内に燃料と酸素を両方持つ。  
自前の酸素で燃えるため窒息消火が効かない。

例: TNT, ニトログリセリン

# 誤解の解消：類番号は「危険度の順番」ではない



図：誤った認識に基づくモデル。



第1類が一番危険で、第6類が一番安全…というわけではありません。  
番号はあくまで「性質の分類」を表すタグに過ぎません。

# 乙4試験・頻出の「3つの引っかけ」

本試験で狙われる定番パターンを回避せよ。

## 引っかけ 1



### 「気体」の引っかけ

プロパンや水素は「高圧ガス」であり、消防法の危険物（固体・液体のみ）には該当しません。

## 引っかけ 2



### 「品名＝危険物」の思い込み

リストに名前があっても、試験で確認証される「危険な性状」を持っていなければ法的危険物ではありません。

## 引っかけ 3



### 「番号＝危険度」の錯覚

第6類だから安全、は間違いです。番号はあくまで性質の違い（タグ）を示しています。

# 最終確認チェックリスト



**目的**

消防法の危険物規制は「予防」が根幹。



**状態**

対象は「固体」と「液体」のみ。「気体」は除外。



**第4類**

液体そのものではなく「蒸気」に引火する。



**酸化性**

第1類と第6類は自身は燃えず、他者の燃焼を助ける。

**この基本構造（設計図）を意識すれば、法令科目の得点源になります。**